

## 多摩市指名業者指名停止基準

(昭和59年6月13日)

改正 平成6年2月1日

改正 平成14年4月1日

改正 平成22年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成25年7月1日

改正 平成29年12月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、多摩市が発注する工事の請負、業務委託、物品供給その他の契約に係る業者選定に関し、指名の公正と契約の適正な履行を確保するため、多摩市契約事務規則（昭和39年多摩市規則第10号）第32条において準用する同規則第4条及び第5条の規定により指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）を一定の期間指名の対象から除外する措置（以下「指名停止」という。）について必要な事項を定める。

(指名停止)

第2条 多摩市長（以下「市長」という。）は、有資格業者が別表に掲げる指名停止要件のいずれかに該当するときは、指名停止を行うものとする。ただし、同表に掲げる指名停止要件以外の事由により指名停止を行う必要があると認めるときは、多摩市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、指名停止を行うことができる。

2 市長は、指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者を競争入札に参加させてはならない。

3 市長は、指名停止を行った有資格業者を競争入札において現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。ただし、当該有資格業者から入札辞退の申出があったときは、この限りでない。

(適用)

第3条 この基準の適用及び認定は、委員会で決定する。

2 情状酌量すべき特別な事情があるときは、指名停止期間の短期の2分の1まで停止期間を短縮することができる。また、極めて悪質なものについては、長期の2倍まで延長することができる。

3 指名停止に該当しない場合で、この基準に相応すると判断したときは、書面をもって警告・注意することができる。

4 共同企業体の構成員については、明らかに責任がない場合は適用しない。

(通知)

第4条 指名停止を決定した場合は、遅滞なく公示する。なお、多摩市に直接係わるもの等については、指名停止を行った有資格業者に通知し、改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 市長は、指名停止を行った有資格業者（契約締結前（議会の議決に付さなければならぬ契約にあつては、議会の議決前）に指名停止を行った場合における落札決定者を含む。）を契約の相手方としてはならない。

2 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会にて審議のうえ市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(指名停止の特例)

第6条 指名停止期間中の有資格業者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、委員会にて審議のうえ必要があると認めるときは、当該契約について指名を行うことができる。

(その他)

第7条 この基準によりがたいときは、その都度委員会で定めることができる。

2 この基準を工事以外の請負契約の有資格業者に適用させる場合は、別表1・2中「工事」を「業務委託・物品供給・その他の委託」に、「施工」を「履行」に読み替えるものとする。

附則

この基準は、昭和59年6月13日から適用し、指名停止を行うべき事由が同日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則

この基準は、昭和59年6月13日から施行し、指名停止を行うべき事由が同日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年12月1日から施行する。

別表（第2条、第7条関係）

1 多摩市内において生じた事故等に基づく停止基準

指 名 停 止 要 件	期 間
-------------	-----

<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>1 多摩市と契約した請負契約に係る工事（以下「市発注工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>認定した日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>2 多摩市内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>認定した日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 第1号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工にあたり契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定した日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4 市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者・負傷者を生じさせ、損害を与えたときと認められるとき。</p>	<p>認定した日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>5 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者・負傷者を生じさせ、損害を与えた場合、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定した日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(工事関係者事故)</p> <p>6 市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者・負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>認定した日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>7 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者・負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定した日から 2週間以上2ヶ月以内</p>
<p>(公契約条例違反)</p> <p>8 多摩市公契約条例対象工事及び多摩市公契約条例対象委託について、多摩市公契約条例の目的及びこれに係る契約事項に違反したとき。</p>	<p>認定した日から 2ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(係争等)</p> <p>9 多摩市が発注する契約の履行に関する裁判が係争中の場合</p>	<p>訴えを提起した日又は提起されたことを知った日から、判決が確定するまで</p>
<p>10 前号の裁判において市が勝訴した場合</p>	<p>裁判の結果、市が勝訴し、その判決内容が履行されるまで</p>

2 贈賄及び不正行為に基づく停止基準

指 名 停 止 要 件	期 間
(贈賄) 1 有資格者である個人・役員又はその使用人が多摩市の職員に対して行なった贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴をしない処分が行なわれたことを知った日まで
2 次のイ・ロ・ハに掲げる者が、多摩市の職員に対して行なった贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴を知った日から 6ヶ月以上24ヶ月以内
イ 有資格者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む以下「代表役員等」という。	
ロ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所等（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という	
ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	
3 次のイ・ロ・ハに掲げる者が、多摩市内の国及び公共団体の職員に対して行なった贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上12ヶ月以内
イ 代表役員等	
ロ 一般役員等	
ハ 使用人	
4 次のイ・ロ・ハに掲げる者が、多摩市外の国及び公共団体の職員に対して行なった贈賄容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上10ヶ月以内
イ 代表役員等	
ロ 一般役員等	
ハ 使用人	
(虚偽記載) 5 多摩市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内

(談合) 6 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内
イ 多摩市発注の契約に関するもの	
ロ 多摩市発注の契約を除く関東地方におけるもの	2ヶ月以上12ヶ月以内
ハ ロの区域以外のもの	1ヶ月以上6ヶ月以内
(独占禁止法違反行為) 7 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し契約の相手方として不相当であると認めるもの	当該認定をした日から 3ヶ月以上12ヶ月以内
イ 多摩市発注の契約に関するもの	
ロ 多摩市発注の契約を除く関東地方におけるもの	2ヶ月以上12ヶ月以内
ハ ロの区域以外のもの	1ヶ月以上6ヶ月以内
(不正・不誠実な行為) 8 1の項及び前各号に掲げるほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から 2ヶ月以上18ヶ月以内
9 1の項及び前各号に掲げるほか、代表役員等が禁固以上の刑に当る犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から 2ヶ月以上18ヶ月以内